

ふるさと鹿屋応援寄附金（ふるさと納税）

返礼品事業者 募集要項

鹿屋市産業交流部観光PR課

令和8年7月改定

1 目 的

鹿屋市へのふるさと納税（寄附金）の促進と地元の特産品等を広く全国にPRすることを目的に、本市へ寄附された方（市外に住む方）へ返礼品として商品やサービスを提供していただける返礼品事業者（以下、「事業者」という。）を募集するもの。

2 事業者の要件

- (1)本市の「返礼品取扱基準」・「返礼品受付停止基準」を遵守できること。
- (2)総務省告示で定める返礼品基準を理解し、基準のいずれかに該当する返礼品を取り扱うこと。
- (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の構成員でないこと。
- (4)税の滞納がないこと。
- (5)品質及び数量について、年間を通じて安定供給ができること。ただし、期間又は数量を限定して提供する返礼品についてはこの限りでない。
- (6)電話やメール等、常時、市及び市が委託した業者（以下、「中間事業者」という。）と連絡が取れる担当者を配置できること。
- (7)返礼品情報の開示が可能であること。
- (8)インターネット端末を所有し、市が指定する管理システムを介してやり取りができること。
- (9)返礼品に市が作成するお礼状等の同梱ができること。
- (10)個人情報の取扱いについて、関係法令を遵守できること。
- (11)市及び中間事業者からの提案やアンケート等の調査に協力できること。
- (12)市が行う調査・確認に迅速に応じること。
- (13)地場産品基準や食品表示法等の関係法令を遵守するとともに、これら法令等において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存を行うこと。
- (14)法令等に違反する事実が判明した場合又は法令違反等の疑いで行政機関等から立入調査等があった場合は、速やかに市及び中間事業者に報告すること。
- (15)返礼品の提供に当たり、必要な許可、認可等を取得していること。
- (16)返礼品の品質管理及び安定的な供給ができること。

3 事業者の業務内容

(1) 返礼品の受注に係る業務

- ①返礼品の在庫管理
- ②返礼品の受注（管理システムを使用）

(2) 返礼品の発送に係る業務

- ①返礼品の調達及び発送準備をすること。
- ②返礼品の産地及び製造地、品質に関する問い合わせに対応できる事業者の連絡先を表示すること。
- ③返礼品の取扱い方法（解凍方法や調理方法等）がわかる説明書や、自社商品のカタログ・チラシ等を同梱すること。
- ④返礼品の発送ごとに管理システムの更新をすること。
- ⑤市又は中間事業者から出荷依頼があった場合は、原則1ヵ月以内に返礼品を発送すること。ただし、繁忙期や返礼品の調達に一定の期間を要するものは除く。

(3) 返礼品発送後の寄附者及び配送業者からの問合せ対応に係る業務

- ①寄附者からの問い合わせには、内容を疑うことなく、寄附者目線による誠実な対応に努めること。
- ②返礼品の品質に関する問い合わせ等については、速やかにその内容を市又は中間事業者へ報告すること。
- ③返礼品の配送に関して寄附者又は配送業者から問い合わせ等を受けた場合は、中間事業者へ速やかに連絡すること。

(4) 返礼品の請求に係る業務

月ごとの返礼品発送実績に対し、翌月10日までに中間事業者が指定する管理システムにて請求内容の確認を行うこと。

4 返礼品の要件

(1) 返礼品の内容

- ①本市の「返礼品取扱基準」を満たした返礼品であること。
- ②食品・加工品の返礼品は、原材料の産地、製造・加工地、内容量、賞味・消費期限、特定原材料（アレルギー食品）使用の有無を表示すること。
- ③事業者が企画し、独自のブランド（商標）で販売する自主企画商品については、事業者名が分かる梱包材及びブランドシールを使用し、チラシ等を同梱するなどにより商品の説明を行うこと。
- ④航空券、乗船券、食事券、本市で開催されるイベントのチケット等は、本市の観光PRや交流人口の増加に繋がると認められるもので地場産品基準に該当するものであること。ただし、食事券は発行店のみ利用可能なものに限る（共通食事券は不可）。

(2) 返礼品の表示

食品表示法など関係法令を遵守していること。

(3) 食品返礼品の賞味期限

発送日から起算して5日間以上が保証されていること。

(4) 返礼品の金額

返礼品の調達費用は、寄附額の3割以内とすること。

(5) 返礼品の発送

原則として、中間事業者が指定する配送業者を利用すること。その他の発送方法を希望する場合は、予め市又は中間事業者に相談すること。

5 応募の手続き

(1) 登録手続き

- ①「鹿屋市ふるさと納税返礼品事業者登録申請書兼誓約書」を市へ提出する。

【提出先】

鹿屋市役所 本庁2階 観光PR課 ふるさと納税担当
住 所：鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号
電 話：0994-45-6950
FAX：0994-31-1182
Email：f-nouzei@city.kanoya.lg.jp

②中間事業者へ以下２点を提出する。

- ・返礼品取扱事務基本契約書
- ・鹿屋市ふるさと納税返礼品提案書

※返礼品取扱事務基本契約書は、事業者及び返礼品の採用が決定した後、締結する。

【提出先】

鹿屋市ふるさと納税サポートセンター

鹿屋市ふるさと鹿屋応援寄附金（ふるさと納税）受付管理業委託先
シフトプラス(株)内

住 所：〒897-0006 鹿児島県南さつま市加世田本町41-7

電 話：050-3096-7523

F A X：050-3730-4154

Email：support@kanoya.furusato-lg.jp

(2) 事業者の登録期間

登録期間は、市が登録を承認した日からその後最初に到来する９月30日までとする。ただし、令和８年９月30日までに登録の承認を受けた事業者の登録期間は、令和９年９月30日までとする。

登録期間満了後も継続を希望する事業者は、登録期間が終了する年に属する９月10日までに、「鹿屋市ふるさと納税返礼品事業者継続申請書兼誓約書」を提出するものとする。

ただし、市が別途定める返礼品受付停止基準の登録取消事由を理由として市が登録を取り消す場合は、この限りではない。

6 審査・決定

(1)提出のあった書類を市が審査し、登録事業者としての採用の可否を決定する。

(2)返礼品について、特に食品返礼品の場合、地場産品基準や食品表示法等の関係法令に違反（特に、事実と異なる産地名を表示すること）のないよう、適正な食品返礼品を確実に供給できる体制を整備しているか、過去の取引実績などを踏まえ、審査を行う。

(3)返礼品の寄附額や掲載するポータルサイトの決定は、市が行うものとする。

7 その他

(1) 返礼品発送後の瑕疵に関する基準

①事業者の瑕疵により発生した返礼品の再送や転送等は、事業者負担とする。

②市の瑕疵により発生した返礼品の再送や転送等は、市負担とする。

③寄附者の長期不在、転居により返礼品の再送や転送等が発生する場合は、市と事業者が協議の上決定する。協議が難航する場合は、市の判断に従うこととする。

(2) 事業者及び返礼品の登録取消

市は、事業者又は返礼品が次のいずれかに該当するとき、当該事案を審査し、継続が認められないとの判断に至った場合は、事業者に対し登録の取消を通知する。

①本募集要項「２ 事業者の要件」「３ 事業者の業務内容」に定める要件に適合しなくなった場合

- ②「返礼品取扱基準」及び「返礼品受付停止基準」を遵守できない場合
- ③提出書類に虚偽があった場合
- ④食品表示法等の関係法令に違反があった場合
- ⑤市に損害を及ぼす行為があった場合

(3) 関係行政機関等への情報提供

市が事業者について食品表示法等の関係法令への違反が疑われる情報を得た場合は、法令の措置権限を有する行政機関、部署へ速やかに情報提供を行う。

(4) 損害賠償

事業者は、食品表示法等の各種関係法令の違反等により市に損害を与えた場合は、それにより発生した損害を賠償しなければならない。

(5) その他の留意事項

- ①事業者の登録を希望する際は、事前に市観光PR課へ連絡すること。
- ②返礼品提案書の記入にあたっては、寄附者に誤解を与えないよう、丁寧かつ詳細に記載すること。
- ③採用された返礼品は、ふるさと納税ポータルサイト等への掲載以外に、広報活動の一環として、マスメディア等へ情報提供する場合があること。
- ④ふるさと納税ポータルサイト等への返礼品の掲載は、採用が決定された順となること。
- ⑤寄附者の個人情報、返礼品の発送及び寄附者からの問い合わせ以外の目的に使用してはならないこと。

(6) 問合せ先

鹿屋市ふるさと納税サポートセンター

(鹿屋市ふるさと鹿屋応援寄附金(ふるさと納税)受付管理業委託先：シフトプラス(株)内)

電 話：050-3096-7523

F A X：050-3730-4154

Email：support@kanoya.furusato-lg.jp

又は

鹿屋市産業交流部観光PR課

電 話：0994-45-6950

F A X：0994-31-1182

Email：f-nouzei@city.kanoya.lg.jp

(7) 募集要項の修正

本募集要項は、地域経済の動向や社会情勢等を鑑み、随時修正を行う。

ふるさと鹿屋応援寄附金（ふるさと納税）に係るリスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		市	返礼品事業者
物価変動	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
寄附者への対応	返礼品の送付日指定等、返礼品の送付に関する要望等への対応		○
	返礼品の品質、性能等の商品に関する苦情への対応		○
	市の指示で返送となった返礼品の再送に係る経費	○	
	市の指示なく返送となった返礼品の再送に係る経費		○
	寄附者の不在等による配送業者からの問い合わせに関する対応	○	
	市の過失による返礼品の再送に係る経費	○	
	返礼品事業者の過失による返礼品の再送に係る経費		○
	返礼品の品質劣化や欠損などによる代替品の再送に係る経費		○
不可抗力	不可効力（暴風、豪雨、洪水、地震、火災等によりいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象をいう。）に伴い発生する経費及び返礼品送付の履行不能に係る寄附者への連絡	○	
寄附者への賠償	返礼品事業者としての注意義務を怠ったことにより寄附者へ損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	

ふるさと鹿屋応援寄附金（ふるさと納税）返礼品受付停止基準

鹿屋市ふるさと納税業務の実施に伴い、本市が取り扱う返礼品において、下表の内容に該当する場合は、返礼品の受付の停止又は取消を行うとともに、内容によっては返礼品提供事業者の登録を取り消すものとする。

停止基準	停止要件	停止期間
虚偽記載があった場合	返礼品の調達費用が寄附額の3割以上であったとき	登録取消
	故意に返礼品の記載内容と異なる返礼品を発送したとき	登録取消
	返礼品の提供可能数量を実際の上限以上に設定した場合	12ヵ月以内
	返礼品の地場産品基準や食品表示法等の関係法令に違反（特に、事実と異なる産地名の表示）があったとき	登録取消
過失による不完全履行があった場合	返礼品の地場産品基準や食品表示法等の関係法令に違反があったとき	12ヵ月以内
	市又は中間事業者から再三の出荷依頼の催促があったにも関わらず、相当の理由なく返礼品を発送しなかったとき	6ヵ月以内
	事業者の過失により、寄附者から返礼品の交換又は追加発送の要望があったにも関わらず、返礼品を再発送しなかったとき	3ヵ月以内
食品衛生の不備等により寄附者に影響を及ぼした場合	返礼品を原因として、寄附者が食中毒などを起したとき	12ヵ月以内 （登録のある全ての返礼品の受付を停止）※
	加工場の安全管理の措置が不適切であったため、従業員が負傷したとき	6ヵ月以内 （登録のある全ての返礼品の受付を停止）※
経営不振等により事業の継続ができなくなった場合	様々な要因により事業を継続できなくなったとき ※寄附者やその他の関係者に影響を及ぼさないためにも、事前に相談すること。	当該事実を知った日から無期限
不正行為等があった場合	代表役員や従業員等が逮捕又は公訴されたとき	当該事実を知った日から24ヵ月以内 （登録のある全ての返礼品の受付を停止）※
不正又は不誠実な対応した場合	寄附者に対して不誠実な対応をとり、本市のふるさと納税業務の信用を失墜させたとき	12ヵ月以内
	市及び中間事業者に対して、不誠実な対応をとり、本市のふるさと納税業務に影響を及ぼすと判断されたとき	12ヵ月以内
	営業許可又は認可が失効したにもかかわらず返礼品を加工又は製造していたとき	当該事実を知った日から24ヵ月以内

※印の項目は、ふるさと納税以外の業務で発生したときも同様の措置とする。